



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 条 例	所管課（室）名
○長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	長 寿 社 会 課

## 条 例

長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第15号

長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（指定訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第6条 条例第24条に規定する規則で定める指定訪問介護の方針は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>③ <u>指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。</u></p> <p>④ <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>⑤及び⑥ 略</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第10条 条例第42条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>③ <u>第6条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない</u></p>	<p>（指定訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第6条 条例第24条に規定する規則で定める指定訪問介護の方針は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>③及び④ 略</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第10条 条例第42条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p>

い理由の記録

(4) 条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録  
 (5) 条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録  
 (6) 条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録  
 (指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第16条 条例第54条に規定する規則で定める指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるものとする。  
 (1)及び(2) 略  
 (3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。  
 (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。  
 (5)及び(6) 略  
 (記録の整備)

第18条 条例第58条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。  
 (1) 条例第59条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録  
 (2) 第16条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  
 (3) 条例第59条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録  
 (4) 条例第59条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録  
 (5) 条例第59条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録  
 (指定通所介護の具体的取扱方針)

第39条 条例第105条に規定する規則で定める指定通所介護の方針は、次に掲げるものとする。  
 (1)及び(2) 略  
 (3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。  
 (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。  
 (5)及び(6) 略  
 (記録の整備)

第41条 条例第112条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。  
 (1) 略  
 (2) 条例第113条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録  
 (3) 第39条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  
 (4) 条例第113条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(3) 条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録  
 (4) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録  
 (5) 条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録  
 (指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第16条 条例第54条に規定する規則で定める指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるものとする。  
 (1)及び(2) 略  
 (4)及び(5) 略  
 (記録の整備)

第18条 条例第58条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。  
 (1) 条例第59条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録  
 (2) 条例第59条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録  
 (3) 条例第59条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録  
 (4) 条例第59条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録  
 (指定通所介護の具体的取扱方針)

第39条 条例第105条に規定する規則で定める指定通所介護の方針は、次に掲げるものとする。  
 (1)及び(2) 略  
 (3)及び(4) 略  
 (記録の整備)

第41条 条例第112条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。  
 (1) 略  
 (2) 条例第113条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録  
 (3) 条例第113条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 条例第113条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第111条の2第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録  
(準用)

第44条 第4条、第7条及び第38条から第41条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項」とあるのは「第115条において準用する条例第9条第2項」と、第7条中「第27条」とあるのは「第115条において準用する条例第27条」と、第38条第1項中「第103条第3項」とあるのは「第115条において準用する条例第103条第3項」と、第39条中「第105条」とあるのは「第115条において準用する条例第105条」と、同条第2号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第40条中「第107条」とあるのは「第115条において準用する条例第107条」と、第41条中「第112条第2項」とあるのは「第115条において準用する条例第112条第2項」と、同条第2号、第4号及び第5号の規定中「第113条」とあるのは「第115条」と、同条第6号中「第111条の2第2項」とあるのは「第115条において準用する条例第111条の2第2項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第63条 条例第167条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 条例第168条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第155条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第168条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第168条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第168条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(従業者の基準)

第74条 条例第190条に規定する規則に定める指定短期入所療養生活介護事業者が当該指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる短期入所療養介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 略

(4) 条例第113条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第111条の2第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録  
(準用)

第44条 第4条、第7条及び第38条から第41条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項」とあるのは「第115条において準用する条例第9条第2項」と、第7条中「第27条」とあるのは「第115条において準用する条例第27条」と、第38条第1項中「第103条第3項」とあるのは「第115条において準用する条例第103条第3項」と、第39条中「第105条」とあるのは「第115条において準用する条例第105条」と、同条第2号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第40条中「第107条」とあるのは「第115条において準用する条例第107条」と、第41条中「第112条第2項」とあるのは「第115条において準用する条例第112条第2項」と、同条第2号から第4号までの規定中「第113条」とあるのは「第115条」と、同条第5号中「第111条の2第2項」とあるのは「第115条において準用する条例第111条の2第2項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第63条 条例第167条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 条例第168条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第155条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第168条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第168条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第168条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(従業者の基準)

第74条 条例第190条に規定する規則に定める指定短期入所療養生活介護事業者が当該指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる短期入所療養介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 略
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数 それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定す

(2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数 それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所における、当該指定短期入所療養介護を提供する病室の看護職員又は介護職員 その員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職員を1人以上配置していること。

(4) 略

2 略  
（設備の基準）

第75条 条例第191条に規定する規則で定める指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

(3)及び(4) 略

2 前項第2号及び第3号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 略  
（短期入所療養介護の利用定員）

第79条 条例第202条の規則で定める利用者数は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)及び(4) 略  
（記録の整備）

第80条 条例203条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

る指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数 それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所における、当該指定短期入所療養介護を提供する病室の看護職員又は介護職員 その員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職員を1人以上配置していること。

(5) 略

2 略  
（設備の基準）

第75条 条例第191条に規定する規則で定める指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第67号）第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

(4)及び(5) 略

2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 略  
（短期入所療養介護の利用定員）

第79条 条例第202条の規則で定める利用者数は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)及び(4) 略  
（記録の整備）

第80条 条例203条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 条例第204条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第194条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第204条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第204条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第204条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(ユニット型指定短期入所療養介護に係る設備の基準)

第82条 条例第207条第1項第1号に規定する規則で定める介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

2 条例第207条第1項第2号に規定する規則で定める療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所はユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

イ 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、

- (1) 略
- (2) 条例第204条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第204条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第204条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第204条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(ユニット型指定短期入所療養介護に係る設備の基準)

第82条 条例第207条に規定する規則で定めるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 条例第207条第1項第3号に規定する規則で定める療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所はユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
- ア ユニット
- ㊦ 病室
- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- ㊧ 共同生活室
- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。
- ㊨ 洗面設備
- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- ㊩ 便所
- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- イ 廊下幅
- 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- ウ 機能訓練室
- 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- エ 浴室
- 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂と

みなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 条例第207条第1項第4号に規定する規則で定める介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（予防条例第192条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（予防条例第190条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防条例第192条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（ユニット型指定短期入所療養介護の利用者数）

第86条 条例第215条の規則で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 略

（従業者の基準）

第88条 略

2～8 略

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 条例第237条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（予防条例第192条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（予防条例第190条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防条例第192条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（ユニット型指定短期入所療養介護の利用者数）

第86条 条例第215条の規則で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) 略

（従業者の基準）

第88条 略

2～8 略

び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(記録の整備)

第92条 条例第236条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 条例第224条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第226条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第233条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 条例第237条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第237条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第237条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る記録の整備)

第97条 第247条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 条例第244条第2項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 条例第246条第8項の規定による結果等の記録
- (4) 条例第248条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第248条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第248条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録
- (7) 次条において準用する条例第224条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 条例第248条において準用する条例第226条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 条例第248条において準用する条例第233条第3項の規定による結果等の記録

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第102条 条例第255条に規定する規則で定める指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービスをいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体

(記録の整備)

第92条 条例第236条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 条例第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第233条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 条例第237条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第237条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 条例第237条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る記録の整備)

第97条 第247条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 条例第244条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 条例第246条第8項に規定する結果等の記録
- (4) 条例第248条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第248条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第248条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録
- (7) 次条において準用する条例第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 条例第248条において準用する条例第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 条例第248条において準用する条例第233条第3項に規定する結果等の記録

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第102条 条例第255条に規定する規則で定める指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 略

の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

(3)～(5) 略

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(8)及び(9) 略

(記録の整備)

第104条 条例第262条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 条例第263条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第102条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第260条第4項の規定による結果等の記録

(5) 条例第263条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 条例第263条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 条例第263条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第111条 条例第273条に規定する規則で定める指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

(3)及び(4) 略

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(8) 略

(記録の整備)

(2)～(4) 略

(5)及び(6) 略

(記録の整備)

第104条 条例第262条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 条例第263条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第260条第4項に規定する結果等の記録

(4) 条例第263条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 条例第263条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第263条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第111条 条例第273条に規定する規則で定める指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2)及び(3) 略

(4) 略

(記録の整備)

<p>第112条 条例第275条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>条例第270条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第111条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>条例第276条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>条例第276条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>条例第276条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</u></p>	<p>第112条 条例第275条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>条例第270条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>条例第276条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>条例第276条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>条例第276条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</u></p>
---	---

第2条 長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第23条 条例第72条に規定する規則で定める指定訪問看護の方針は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第25条 条例第78条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>条例第79条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) <u>条例第79条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(7) <u>条例第79条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(8) <u>条例第79条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</u></p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第27条 条例第85条に規定する規則で定める指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するた</u></p>	<p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第23条 条例第72条に規定する規則で定める指定訪問看護の方針は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第25条 条例第78条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>条例第79条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>条例第79条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(6) <u>条例第79条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) <u>条例第79条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</u></p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第27条 条例第85条に規定する規則で定める指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

め緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5)～(7) 略

(記録の整備)

第29条 条例第88条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 条例第89条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第27条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第89条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 条例第89条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第89条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第32条 条例第95条に規定する規則で定める医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(6)～(9) 略

2 条例第95条に規定する規則で定める薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(9) 略

3 条例第95条に規定する規則で定める歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時

(3)～(5) 略

(記録の整備)

第29条 条例第88条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 条例第89条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第89条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第89条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第89条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第32条 条例第95条に規定する規則で定める医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4)～(7) 略

2 条例第95条に規定する規則で定める薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3)～(7) 略

3 条例第95条に規定する規則で定める歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)及び(6) 略  
(記録の整備)

第34条 条例第97条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第98条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第32条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 条例第98条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第98条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第98条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録  
(従業者の基準)

第53条 略  
2及び3 略

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第66号。以下「介護老人保健施設条例」という。）第4条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号。以下「介護医療院条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防条例第118条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。  
(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第54条 条例第140条に規定する規則で定める指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

- (1)及び(2) 略
- (3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- (5)及び(6) 略  
(記録の整備)

第56条 条例第145条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(3)及び(4) 略  
(記録の整備)

第34条 条例第97条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第98条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第98条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第98条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 条例第98条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録  
(従業者の基準)

第53条 略  
2及び3 略

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防条例第118条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。  
(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第54条 条例第140条に規定する規則で定める指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

- (1)及び(2) 略
- (3)及び(4) 略  
(記録の整備)

第56条 条例第145条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 略

<p>(2) <u>条例第146条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>条例第146条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>条例第146条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>条例第146条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</u> (設備の基準)</p> <p>第75条 条例第191条に規定する規則で定める指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（<u>介護老人保健施設条例第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。</u>）に関するものを除く。）を有すること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（<u>介護医療院条例第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第82条第1項第5号及び第86条第3号において同じ。</u>）に関するものを除く。）を有すること。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(2) <u>条例第146条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>条例第146条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>条例第146条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>条例第146条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</u> (設備の基準)</p> <p>第75条 条例第191条に規定する規則で定める指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（<u>長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第66号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。</u>）に関するものを除く。）を有すること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（<u>長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第82条第1項第5号及び第86条第3号において同じ。</u>）に関するものを除く。）を有すること。</p> <p>2及び3 略</p>
--	---

（長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（記録の整備）</p> <p>第18条 条例第56条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(2) <u>第20条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(3) <u>条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第18条 条例第56条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>条例第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(2) <u>条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(3) <u>条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p>

(5) 条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第20条 条例第59条に規定する規則で定める指定介護予防訪問入浴介護の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) 略

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第31条 条例第87条に規定する規則で定める指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。第106条第4号及び第114条第3号において同じ。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2)～(13) 略

2 略

(記録の整備)

第60条 条例第142条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 条例第143条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第137条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第143条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第20条 条例第59条に規定する規則で定める指定介護予防訪問入浴介護の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3)～(5) 略

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第31条 条例第87条に規定する規則で定める指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2)～(13) 略

2 略

(記録の整備)

第60条 条例第142条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 条例第143条において準用する条例第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第137条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第143条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 条例第143条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第143条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(従業者の基準)

第73条 条例第174条に規定する規則で定める指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおとする。

(1) 略

(2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士 それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所における、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の看護職員又は介護職員 その員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1以上配置していること。

(4) 略

2 略

(設備の基準)

第74条 条例第175条に規定する規則で定める指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(5) 条例第143条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第143条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(従業者の基準)

第73条 条例第174条に規定する規則で定める指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおとする。

(1) 略

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士 それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所における、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の看護職員又は介護職員 その員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1以上配置していること。

(5) 略

2 略

(設備の基準)

第74条 条例第175条に規定する規則で定める指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第67号）第42条に規定するユニット型指定

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

(3)及び(4) 略

2 前項第2号及び第3号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 略  
(指定介護予防短期入所療養介護の利用定員)

第77条 条例第180条の規則で定める利用者数は、次に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)及び(4) 略  
(記録の整備)

第78条 条例第181条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 条例第182条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第178条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第182条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 条例第182条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第182条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る設備の基準)

第82条 条例第192条第1項第1号に規定する規則で定める介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。) を有することとする。

介護療養型医療施設をいう。以下同じ。) に関するものを除く。) を有すること。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所 (指定介護療養型医療施設であるものを除く。) である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

(4)及び(5) 略

2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 略  
(指定介護予防短期入所療養介護の利用定員)

第77条 条例第180条の規則で定める利用者数は、次に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)及び(4) 略  
(記録の整備)

第78条 条例第181条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 条例第182条において準用する条例第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第178条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第182条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 条例第182条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第182条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る設備の基準)

第82条 条例第192条に規定する規則で定めるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。) を有すること。

(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。) を有すること。

2 条例第192条第1項第2号に規定する規則で定める療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

㊦ 病室

a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

㊧ 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

㊨ 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

(四) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに  
適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるととも  
に、身体の不自由な者が使用するのに適したも  
とすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅  
は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有  
し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとす  
ること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット  
型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するも  
のでなければならない。ただし、利用者に対する指定介  
護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、こ  
の限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23  
年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみな  
す。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院  
であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所  
は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設  
けることとする。

3 条例第192条第1項第3号に規定する規則で定める療養  
病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入  
所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備  
を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予  
防短期入所療養介護事業所はユニット及び浴室を有しな  
なければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予  
防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練  
室及び浴室については、次の基準を満たさなければなら  
ない。

ア ユニット(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、  
利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供  
上必要と認められる場合は、2人とすることがで  
きる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものと  
し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的  
に設けること。ただし、一のユニットの利用者の  
定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人  
を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以  
上とすること。ただし、aただし書の場合にあつ  
ては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するも

のとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 条例第192条第1項第4号に規定する規則で定める介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（居宅条例第207条に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（居宅条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第207条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（居宅条例第207条に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（居宅条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第207条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者数)  
第86条 条例第196条の規則で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 略

(従業者の基準)

第88条 略

2～8 略

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 条例第218条において準用する条例第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(記録の整備)

第92条 条例第217条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 条例第210条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第212条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第214条第3項の規定による結果等の記録

(5) 条例第218条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 条例第218条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 条例第218条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る記録の整備)

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者数)  
第86条 条例第196条の規則で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) 略

(従業者の基準)

第88条 略

2～8 略

(記録の整備)

第92条 条例第217条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 条例第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第214条第3項に規定する結果等の記録

(5) 条例第218条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 条例第218条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 条例第218条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る記録の整備)

第98条 条例第234条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 条例第236条第2項の規定による受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録
- (3) 条例第233条第8項の規定による結果等の記録
- (4) 条例第235条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第235条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第235条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録
- (7) 条例第235条において準用する条例第210条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 条例第235条において準用する条例第212条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 条例第235条において準用する条例第214条第3項の規定による結果等の記録

(記録の整備)

第104条 条例第248条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第249条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第106条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 条例第246条第4項の規定による結果等の記録
- (4) 条例第249条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第249条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第249条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録
- (7) 略

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第106条 条例第251条に規定する指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次に掲げるものとする。

- (1)～(3) 略
- (4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。
- (5)～(7) 略
- (8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該

第98条 条例第234条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 条例第236条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録
- (3) 条例第233条第8項に規定する結果等の記録
- (4) 条例第235条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第235条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第235条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録
- (7) 条例第235条において準用する条例第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 条例第235条において準用する条例第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 条例第235条において準用する条例第214条第3項に規定する結果等の記録

(記録の整備)

第104条 条例第248条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第249条において準用する条例第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第246条第4項に規定する結果等の記録
- (3) 条例第249条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第249条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第249条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録
- (6) 略

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第106条 条例第251条に規定する指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次に掲げるものとする。

- (1)～(3) 略
- (4)～(6) 略

<p>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>(10) 略 (記録の整備)</p> <p>第112条 条例第262条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第259条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 第114条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 条例第263条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 条例第263条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 条例第263条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</p> <p>(6) 略 (指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第114条 条例第265条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。</p> <p>(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>(9) 略</p>	<p>(7) 略 (記録の整備)</p> <p>第112条 条例第262条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第259条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 条例第263条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 条例第263条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 条例第263条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</p> <p>(5) 略 (指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第114条 条例第265条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 略</p>
--	---

第4条 長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第25条 条例第74条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第78条第2項の規定による主治の医師による指示の文書</p> <p>(2) 第27条第1項第2号の規定による介護予防訪問看護計画書</p> <p>(3) 第27条第1項第13号の規定による介護予防訪問看護報告書</p> <p>(4) 条例第75条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 第27条第1項第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(6) 条例第75条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(7) 条例第75条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(8) 条例第75条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第27条 条例第77条に規定する規則で定める指定介護予防訪問看護の方針は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</p> <p>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>(10)～(15) 略</p> <p>2 前項(第15号を除く。)の規定は、同号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。</p> <p>3 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第1項第2号から第6号まで、第9号、第12号から第15号まで及び前項の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。</p> <p>4 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第29条 条例第84条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第85条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第31条第1項第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 条例第85条において準用する条例第52条の3の規定に</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第25条 条例第74条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第78条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>(2) 第27条第1項第2号に規定する介護予防訪問看護計画書</p> <p>(3) 第27条第1項第11号に規定する介護予防訪問看護報告書</p> <p>(4) 条例第75条において準用する条例第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 条例第75条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 条例第75条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 条例第75条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第27条 条例第77条に規定する規則で定める指定介護予防訪問看護の方針は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8)～(13) 略</p> <p>2 前項(第13号を除く。)の規定は、同号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。</p> <p>3 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第1項第2号から第6号まで及び第10号から第13号まで並びに前項の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。</p> <p>4 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第29条 条例第84条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第85条において準用する条例第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 条例第85条において準用する条例第52条の3に規定す</p>

よる市町村への通知に係る記録

(5) 条例第85条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第85条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第31条 条例第87条に規定する規則で定める指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

(6) 略

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第52条第1項第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。

(8)及び(9) 略

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(12)～(16) 略

2 前項（第16号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

（記録の整備）

第34条 条例第93条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第94条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第36条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 条例第94条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

る市町村への通知に係る記録

(4) 条例第85条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第85条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第31条 条例第87条に規定する規則で定める指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第52条第1項第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。

(7)及び(8) 略

(9)～(13) 略

2 前項（第13号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

（記録の整備）

第34条 条例第93条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第94条において準用する条例第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 条例第94条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第94条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 条例第94条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録  
 (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第36条 条例第96条に規定する規則で定める医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5) 第2号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。

(6)～(9) 略

2 条例第96条に規定する規則で定める薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)～(9) 略

3 条例第96条に規定する規則で定める歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)及び(6) 略  
 (従業者の基準)

第48条 略

2及び3 略

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第66号。以下「介護老人保健施設条例」という。）第4条又は長崎県介護医

(3) 条例第94条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 条例第94条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録  
 (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第36条 条例第96条に規定する規則で定める医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。

(4)～(7) 略

2 条例第96条に規定する規則で定める薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3)～(7) 略

3 条例第96条に規定する規則で定める歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

(3)及び(4) 略  
 (従業者の基準)

第48条 略

2及び3 略

療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号。以下「介護医療院条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5. 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（居宅条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（居宅条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第137条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（記録の整備）

第50条 条例第123条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 条例第124条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第52条第1項第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第124条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第124条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第124条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第52条 条例第126条に規定する規則で定める指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

- (1)～(4) 略
- (5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。
- (6) 略

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第31条第1項第2号から第6号までに規

4. 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（居宅条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（居宅条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第137条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（記録の整備）

第50条 条例第123条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 条例第124条において準用する条例第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第124条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第124条において準用する条例第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第124条において準用する条例第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第52条 条例第126条に規定する規則で定める指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

- (1)～(4) 略
- (5) 略
- (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第31条第1項第2号から第5号までに規

<p>定する介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。</p> <p>(8)及び(9) 略</p> <p>(10) <u>指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(11) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(12)～(15) 略</p> <p>2 前項（第15号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。 （設備の基準）</p> <p>第74条 条例第175条に規定する規則で定める指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（<u>介護老人保健施設条例第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。</u>）に関するものを除く。）を有すること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（<u>介護医療院条例第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第82条第4項及び第86条第2号において同じ。</u>）に関するものを除く。）を有すること。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>定する介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。</p> <p>(7)及び(8) 略</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>2 前項（第12号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。 （設備の基準）</p> <p>第74条 条例第175条に規定する規則で定める指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（<u>長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第66号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。</u>）に関するものを除く。）を有すること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（<u>長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第82条第1項第5号及び第86条第3号において同じ。</u>）に関するものを除く。）を有すること。</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

（長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（記録の整備等）</p> <p>第4条 条例第10条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 条例第17条第5項の規定による<u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 条例第28条第2項の規定による<u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) 条例第30条第3項<u>の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</u></p> <p>（職員の基準）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>（記録の整備等）</p> <p>第4条 条例第10条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 条例第17条第5項に規定する<u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 条例第28条第2項に規定する<u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) 条例第30条第3項に規定する<u>事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</u></p> <p>（職員の基準）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p>

<p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6～12 略</p>	<p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>6～12 略</p>
---	--

(長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(従業者の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「<u>指定地域密着型サービス基準</u>」という。）第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>11 <u>指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。次項において「指定居宅サービス等基準」という。）第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>12 <u>指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36</u></p>	<p>(従業者の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。）である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>

号) 第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(記録の整備)

第14条 条例第44条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 条例第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第42条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(記録の整備)

第14条 条例第44条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 条例第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第42条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長崎県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(従業者の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)</p>	<p>(従業者の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p>

<p>7 略 (衛生管理等) 第14条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。 (1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3)及び(4) 略 (記録の整備) 第16条 条例第42条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 条例第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 (3) 条例第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 条例第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 条例第25条の規定による市町村への通知に係る記録 (6) 条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (7) 条例第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</p>	<p>7 略 (衛生管理等) 第14条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。 (1) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3)及び(4) 略 (記録の整備) 第16条 条例第42条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 条例第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 (3) 条例第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 条例第25条に規定する市町村への通知に係る記録 (6) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (7) 条例第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</p>
--	--

(長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長崎県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(記録の整備等) 第5条 条例第10条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 条例第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 条例第31条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (5) 条例第33条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録 (職員の基準) 第7条 略 2～7 略</p> <p>8 特別養護老人ホーム(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において</p>	<p>(記録の整備等) 第5条 条例第10条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 条例第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 条例第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録 (職員の基準) 第7条 略 2～7 略</p>

同じ。)に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長崎県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(記録の整備等)</p> <p>第4条 条例第10条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 条例第18条第4項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 条例第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 条例第34条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</p> <p>(職員の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(記録の整備等)</p> <p>第4条 条例第10条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 条例第18条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 条例第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 条例第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</p> <p>(職員の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p>

<p>4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5～13 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (軽費老人ホームA型の設備の基準)</p> <p>2～7 略</p> <p>8 第4項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>9～19 略</p>	<p>4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5～13 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (軽費老人ホームA型の設備の基準)</p> <p>2～7 略</p> <p>8 第4項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>9～19 略</p>
--	--

(長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長崎県規則第22号の12）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>

(長崎県老人福祉法施行細則の一部改正)

第11条 長崎県老人福祉法施行細則（平成5年長崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>様式第7号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>長崎県知事 様</p> <p style="text-align: right;">市町村長</p> <p style="text-align: center;">老人ホーム設置届</p> <p>老人福祉法による養護（特別養護）老人ホームを下記のとおり設置するので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設の名称、種類及び所在地 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要</p>	<p>様式第7号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>長崎県知事 様</p> <p style="text-align: right;">市町村長</p> <p style="text-align: center;">老人ホーム設置届</p> <p>老人福祉法による養護（特別養護）老人ホームを下記のとおり設置するので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設の名称、種類及び所在地 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要</p>

<p>3 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>ア 施設の運営の方針</p> <p>イ 入所定員</p> <p>ウ 職員の定数及び職務の内容</p> <p>4 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>ア 長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第61号。以下「条例」という。）第8条及び第36条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程</p> <p>イ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</p> <p>ウ 職員の勤務の体制及び勤務形態</p> <p>エ 条例第29条第1項（条例第44条又は第54条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（条例第29条第6項（条例第44条又は第54条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）</p> <p>5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴</p> <p>6 事業開始の予定年月日</p>	<p>3 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>ア 施設の運営の方針</p> <p>イ 入所定員</p> <p>ウ 職員の定数及び職務の内容</p> <p>4 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>ア 長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第61号。以下「条例」という。）第8条及び第36条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程</p> <p>イ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</p> <p>ウ 職員の勤務の体制及び勤務形態</p> <p>エ 条例第29条第1項（条例第44条又は第54条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（条例第29条第2項（条例第44条又は第54条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）</p> <p>5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴</p> <p>6 事業開始の予定年月日</p>
---	---

（指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第12条 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年長崎県規則第19号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（指定の申請等）</p> <p>第2条 法第70条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条の2第1項の規定による申請は、<u>省令第114条第5項、第115条第5項、第116条第5項、第117条第5項、第118条第5項、第119条第5項、第120条第5項、第121条第6項、第122条第5項、第123条第5項、第124条第5項、第125条第5項、第134条第4項、第136条第8項、第138条第8項、第140条の4第5項、第140条の5第5項、第140条の6第5項、第140条の7第5項、第140条の9第5項、第140条の10第6項、第140条の11第5項、第140条の12第5項、第140条の13第5項及び第140条の14第5項にて厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（指定の更新等）</p> <p>第2条の2 法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、第86条の2第1項、第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による指定又は許可の更新申請は、<u>省令第114条第5項、第115条第5項、第116条第5項、第117条第5項、第118条第5項、第119条第5項、第120条第5項、第121条第6項、第122条第5項、第123条第5項、第124条第5項、第125条第5項、第134条第4項、第136条第8項、第138条第8項、第140条の4第5項、第140条の5第5項、第140条の6第5項、第140条の</u></p>	<p>（指定の申請等）</p> <p>第2条 法第70条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条の2第1項の規定による申請は、<u>指定（許可）申請書（様式第1号）</u>により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（指定の更新等）</p> <p>第2条の2 法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、第86条の2第1項、第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による指定又は許可の更新申請は、<u>指定（許可）更新申請書（様式第1号の2）</u>により行うものとする。</p>

7 第 5 項、第140条の 9 第 5 項、第140条の10第 6 項、第140条の11第 5 項、第140条の12第 5 項、第140条の13第 5 項及び第140条の14第 5 項にて厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

## 2 略

(指定居宅サービス事業者等の特例に係る別段の申出)

第 3 条 法第71条第 1 項ただし書及び第72条第 1 項ただし書(法第115条の11において準用する場合を含む。)の規定による申出は、省令第129条第 2 項、第130条第 2 項、第140条の20第 2 項、第140条の21第 2 項にて厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(共生型住居サービス事業者等の特例に係る申出)

第 3 条の 2 法第72条の 2 第 1 項ただし書及び第115条の 2 の 2 第 1 項ただし書の規定による申出は、省令第130条の 5 第 2 項及び第140条の17の 6 第 2 項にて厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(変更の届出等)

第 4 条 法第75条、第89条、第99条、第113条及び第115条の 5 の規定による届出は、省令第131条第 5 項、第135条第 3 項、第137条第 4 項、第140条の 2 の 2 第 4 項及び第140条の22第 5 項にて厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(指定の辞退)

第 5 条 法第91条の規定による指定の辞退は、省令第135条第 3 項にて厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(介護老人保健施設の開設許可事項の変更申請)

第 6 条 法第94条第 2 項の規定による申請は、省令第136条第 8 項にて厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(介護老人保健施設の管理者の承認申請)

第 7 条 法第95条の規定による承認の申請は、省令第136条第 8 項にて厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(介護老人保健施設の広告の許可の申請)

第 8 条 法第98条第 1 項の規定による許可の申請は、省令第136条第 8 項にて厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(介護医療院の開設許可事項の変更申請)

第 9 条 法第107条第 2 項の規定による申請は、省令第138条第 8 項にて厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(介護医療院の管理者の承認申請)

第10条 法第109条の規定による承認の申請は、省令第138条第 8 項にて厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(介護医療院の広告の許可の申請)

## 2 略

(指定居宅サービス事業者等の特例に係る別段の申出)

第 3 条 法第71条第 1 項ただし書及び第72条第 1 項ただし書(法第115条の11において準用する場合を含む。)の規定による申出は、指定を不要とする旨の申出書(様式第 2 号)により行うものとする。

(共生型住居サービス事業者等の特例に係る申出)

第 3 条の 2 法第72条の 2 第 1 項ただし書及び第115条の 2 の 2 第 1 項ただし書の規定による申出は、共生型居宅サービス事業者等の特例による指定を不要とする旨の申出書(様式第 2 号の 2)により行うものとする。

(変更の届出等)

第 4 条 法第75条、第89条、第99条、第113条及び第115条の 5 の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書(様式第 3 号)により、事業の廃止又は休止に係るものにあつては廃止(休止)届出書(様式第 4 号)により、再開に係るものにあつては再開届出書(様式第 4 号の 2)により、それぞれ行うものとする。

(指定の辞退)

第 5 条 法第91条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(様式第 5 号)により行うものとする。

(介護老人保健施設の開設許可事項の変更申請)

第 6 条 法第94条第 2 項の規定による申請は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書(様式第 6 号)により行うものとする。

(介護老人保健施設の管理者の承認申請)

第 7 条 法第95条の規定による承認の申請は、介護老人保健施設管理者承認申請書(様式第 7 号)により行うものとする。

(介護老人保健施設の広告の許可の申請)

第 8 条 法第98条第 1 項の規定による許可の申請は、介護老人保健施設広告事項許可申請書(様式第 8 号)により行うものとする。

(指定介護療養型医療施設の指定の変更申請)

第 9 条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第108条第 1 項の規定による申請は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書(様式第 9 号)により行うものとする。

(介護医療院の開設許可事項の変更申請)

第10条 法第107条第 2 項の規定による申請は、介護医療院開設許可事項変更申請書(様式第10号)により行うものとする。

(介護医療院の管理者の承認申請)

第11条 法第109条の規定による承認の申請は、介護医療院管理者承認申請書(様式第11号)により行うものとする。

(介護医療院の広告の許可の申請)

第11条 法第112条第1項の規定による許可の申請は、省令第138条第8項にて厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。  
 第12条及び第13条 略

第12条 法第112条第1項の規定による許可の申請は、介護医療院広告事項許可申請書（様式第12号）により行うものとする。  
 第13条及び第14条 略

様式第1号から様式第12号までを削る。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、同年6月1日から施行する。

発行者

長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八九五)  
二二二四

印刷所  
印刷人

長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト